

暴 追 ぐ ん ま



新春号

2021



写真：暴追センター専務理事
(草津温泉湯畑)

社 会 VS 暴力団

暴 力 団 排 除

発行 公益財団法人 群馬県暴力追放運動推進センター

〒371-0836 群馬県前橋市江田町448-11 県警江田町庁舎内

TEL：027-254-0808 相談・Fax：027-254-1100

新年のご挨拶



群馬県警察本部長
警視長 千代延 晃 平

新年あけましておめでとうございます。

昨年8月、群馬県警察本部長に着任し、早5か月が過ぎましたが、新年を迎え、改めてご挨拶申し上げます。

公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター会員の皆様方には、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げますとともに、日頃から暴力団排除対策を始め、警察活動各般にわたり、お力添えをいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

さて、近年の暴力団は、警察による取締りの強化や全国的な暴力団排除条例の施行等を契機とした社会全体における暴力団排除機運の高まりから構成員数は減少傾向にあります。

しかしながら、皆様方もご承知のとおり、国内最大組織である山口組の分裂を契機とした対立抗争状態が依然として継続しており、予断を許さない状況にあります。

群馬県警察といたしましては、引き続き「安全・安心を誇れる群馬県の実現」に向け、公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターや群馬弁護士会等関係機関との連携を更に強化し、暴力団・準暴力団対策を強力に推進してまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、会員皆様方のご多幸を祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

警察庁長官・全国暴力追放運動推進センター会長連名表彰

令和2年度の「全国暴力追放運動中央大会」は、新型コロナウイルス感染防止のため、規模を縮小して
 令和2年11月26日（木） 午後2時から午後2時30分
 明治記念館（東京都港区元赤坂）

において開催されました。本県関係の、暴力追放功労者表彰受賞者は、次のとおりです。

- 暴力追放栄誉銀章 飯塚 理 様（弁護士 いいづか法律事務所）
- 暴力追放栄誉銅章 村上 大樹 様（弁護士 村上大樹法律事務所）

全国暴力追放運動用「統一標語」 入選作品 （全国暴力追放運動推進センター会長表彰）

全国暴力追放運動推進センターと全国防犯協会連合会が、警察庁、都道府県暴力追放運動推進センター及び都道府県防犯協会との共催で公募した、統一標語については、全国から4,119点の応募があり、本県からの応募作品が最優秀賞に選ばれました。

最優秀作品については、暴排カレンダーをはじめ、全国暴力追放運動用の標語として活用しています。

- 最優秀賞 「暴力団 徹底排除の 街づくり」 群馬県 赤尾 虎鉄 様（中2）
- 優秀賞 「One Team みんなで排除 暴力団」 沖縄県 伊波 寛晃 様（中3）
- 佳作 「住む町に 無用不要の 暴力団」 静岡県 永井 敏政 様（53）
- 佳作 「暴力団 許すな頼るな 加わるな」 愛知県 寺本 昭一 様（52）



関東管区警察局長・関東管内暴力追放運動推進センター連絡協議会長連名表彰

- 功労者 太田 絢子 様
 （弁護士 弁護士法人釘島総合法律事務所）
- 功労団体 医療法人パテラ会月夜野病院 様（院長 櫻井 明）
 岡野税理士事務所 様（税理士 岡野 勇）

群馬県暴力追放運動推進センター会長・群馬県警察本部長連名表彰

令和2年度の「暴力追放群馬県大会」は、新型コロナウイルス感染防止のため中止となりましたが、暴力追放功労者及び団体表彰の受賞者には、それぞれ個別に表彰状が伝達されました。

- 功労者 入澤 裕樹 様
 （弁護士 村上大樹法律事務所）
- 功労団体 株式会社旅がらす本舗清月堂 様
 （代表取締役社長 糸井 義一）
- 功労者 本間 ふみ枝 様
 （保護司）
- 功労団体 前橋ガス事業協同組合 様
 （理事長 渡邊 誠）
- 功労者 小柴 睦 様
 （城南工業株式会社代表取締役）
- 功労団体 草津湯の町みかじめ料等縁切り同盟 様
 （会長 直井 新吾）
- 功労者 國武 正史 様
 （伊香保国際カンツリークラブ支配人）
- 功労団体 中之条町みかじめ料等縁切り同盟 様
 （会長 都筑 寛実）
- 特別功労団体 株式会社高井工業 様
 （代表取締役 高井 義成）

情報誌等の不当な購読要求に対する対応要領

相変わらず、暴力団等反社会的勢力による情報誌、機関誌（紙）等の不当な購読要求が後を絶ちません。

一方的に送りつけられた場合は「受取拒否」又は「返送」とともに、事前に電話で購読を要求された場合には「購読拒否の基本三原則」で対応してください。

購読拒否の基本三原則

- 購読拒否の意思を明確に伝える
- 論争や議論は避ける
- 電話は短時間で切る

電話による購読要求の場合

- 1 相手方の氏名、団体名、所在地及び用件をはっきり確認する
購読を要求してくる者は、右翼団体や同和団体の名称を騙る場合が多く、その名称を名乗られただけで、対応する側は気後れして確認が不十分になります。勇気を持って一つ一つははっきりと聞くことが大切です。
会話の内容は必ずメモに残し、できれば録音するなどして記録化しておくこと、後日の紛争の際、有効な証拠となります。ただし、相手も録音しているものと心得え、言動に注意しましょう。
- 2 社長・所長・支店長等のトップには取り次がず、担当者で対応する
いきなりトップ（決定権者）が対応すると、事情を知らずに即答を求められ、安易に回答して不利な状態に陥ってしまいます。電話のたらい回しはせず、社内で、悪質クレマーや抗議等の電話の取り次ぎ要領をマニュアル化して指示しておきましょう。
- 3 不要と判断した場合は、はっきりと断る
不要と判断した場合は、「購読の意思はありませんのでお断りします」「必要ありません」と、はっきり断りましょう。
相手方に拒否する理由を告げる必要はありません。
執拗に要求されても「結論は変わりません」「これ以上お話できません」と電話を切る。
「結構です」とか「いいです」は容認したものと勝手に解釈されてしまいます。
「検討します」や「相談してからのおちほど返事します」は口実を与えることとなります。
早く電話を切りたいために「こちらから電話します」等のその場逃れの応答は避けましょう。

一方的に送りつけて来た場合

一方的に送られてきた場合、宛名人や社内関係部署で購入契約していないかどうかを確認してください。断り切れずに個人的に購読契約していたケースもあります。もしも、購読契約の事実があった場合でも、一定の期間内（8日以内）であれば「クーリングオフ」制度を適用して、契約解除ができます。

- 1 開封（受領）前の返送【郵便物・宅配等】
 - 配達員が直接手渡しの場合
配達員に「受取拒否」の意思表示をすれば、配達員がそのまま持ち帰ります。
 - 郵便受けに投函された郵便物
「受取拒否」と明記し、余白に受取拒否人の名前を記載して押印したメモ用紙を宛名面に貼付し、ポストに投函するか、郵便局の窓口へ提出すれば、無料で差出人に返送されます。
 - メール便等
配達業者のコールセンター等に電話で「受取拒否」を告げた上で、回収を依頼すれば、配送業者が無料で差出人に返送してくれます。
 - 宅配便
配達の際、配達員に「受取を拒否する」旨を伝え、配達伝票等の裏面に拒否理由を簡記して押印すれば発送者に無料で返送されます。
※ メール便・宅配便については、業者によってやり方が異なる場合があるので、配達員に確認してください。
- 2 開封（受領）後の返送【郵便物・宅配等】
 - 一度開封した場合は、受領したものとみなされ、受取拒否はできません。この場合は、相手方に引取り要求を行うか、自費で返送することになりますが、購読拒否の意思を相手方に明確に伝える文書（下記文例参照）を同封の上、「配達証明郵便」「簡易書留」「宅配便」により返送してください。なお、後日の紛議に備え、書留郵便物受領書や宅配便の送付依頼書、同封した文書の控えを保管しておいてください。

【文例】

当方は、機関誌（紙）○○○を注文した事実もなく、購読する意思もありませんので送付された○○○は返送します。また、今後も購読する意思がないので、送付しないでください。

暴力団対策DVDのご案内

暴追センターでは、暴力団等反社会的勢力に対する対応要領等に関するDVDを無償で貸し出しています。各種研修会などに積極的に活用してください。

本誌面においては、保有するDVDの一部を紹介します。

貸出手続き ▶ 当センターに電話連絡後、直接おいで頂き、申し込みをお願いします。

暴排の標

～反社会的勢力を許さない社会へ～

暴力団員による企業への不当要求や発砲事件、みかじめ料の徴収等、我々の生活の安全と安心を脅かす出来事が依然として後を絶ちません。暴力団員による不当な行為と被害の防止を図るために、どう行動すれば良いのか、暴力団排除の標(しるべ)を示しています。

- 第1話 反社会的勢力によるクレーム対応要領
- 第2話 適格都道府県センター制度による暴力団事務所の撤去
- 第3話 組長賠償請求(使用者責任)訴訟



78分

不当要求防止責任者の役割と講習概要

～暴力団のない明るい社会をめざして～

事業所ごとに選任された不当要求防止責任者に対し行っている「不当要求防止責任者講習会」の概要及び講習会の講師を務めるための必要事項や不当要求防止責任者が事業所内での講義を行う際のポイントなどを解説しています。

- 1部 制度と講習概要
- 2部 事業所内での講義のポイント



60分

教訓

～失敗を乗り越えて～

兄の会社(建設会社)は、暴力団の餌食になり、弟が興した新会社(イベント関係)にも反社の影が忍び寄る。暴力団排除に敢然と立ち上がった兄と弟。「もうお前らの好きにはさせません!」



36分

暴排のシナリオ

～ヤツらがあなたを狙ってる!～

昨今の暴力団は、その姿を隠し、人知れず企業や個人に接近してきます。知らぬ間に窮地に立たされていたということになりかねないのです。暴力団排除は一朝一夕にはできません。すべての人々が、知識すなわち、暴排のシナリオを身に付ける必要があるのです。

- 第1話 機関紙・書籍・名簿等の購買要求
- 第2話 寄付金・賛助金・会費等を要求
- 第3話 因縁をつけて金品や物品の購入を要求
- 第4話 工事の下請け参入等の要求



95分

不当要求の手口と対応

(シリーズ第⑧弾)

～あなたならどうする? 不当要求の「常套句」～

「言いがかり」や「脅し文句」などの常套句で執拗に企業に迫る反社会的勢力や悪質なクレマー。

対応方法を弁護士が解説します。

- 常套句① 「責任をとれ」「誠意を見せろ」
- 常套句② 「マスコミに公表する」「ネットに書き込む」
- 常套句③ 「不祥事の情報を入手した」
- 常套句④ 「知り合いの弁護士もおかしいと言っている」



35分

明日を拓く勇氣

～もう恐れる必要はない～

飲食店・信用金庫・不動産業を舞台に、それぞれの事業者者に暴力団員が接近し、不当要求を受けるものの、警察や暴追センターの協力により、改正暴対法や暴力団排除条例を駆使し暴力団等を排除していく過程を描く。暴力団排除の機運が高まり、企業・事業者のコンプライアンス意識が広まりつつある今こそ、「明日を拓く勇氣」を持って暴力団排除に取り組みなければならない。



37分

「撃退」 基本的対応要領

暴力団排除活動のための基本的対応要領をとりまとめたものです。

- 平素の準備
- 有事の対応Ⅰ
- 有事の対応Ⅱ
- 有事の対応(Ⅰ・Ⅱ)ダイジェスト版



77分

「排除の分かれ道」 企業対象暴力

レストランチェーンの店舗と本社を舞台に反社会的勢力との攻防を描いています。

- PartⅠ 間違った判断
- PartⅡ 勇氣ある決断



56分

狙われた行政

～失敗を糧に～

この作品は、暴力団等への生活保護費不正受給の防止と、公営住宅からの排除を取り上げ、行政機関の不当要求撲滅に向けた取り組みを紹介しています。



47分

鉄の砦

～行政対象暴力に負けない組織づくり～

本DVDは、行政の健全性・公正性を確保し、暴力団等反社会的勢力の資金源を封圧し、その利権の構築、拡大を防止するという重要性を十分理解し、有事における正しい対応要領を身につけていただくために作製されたものです。

- 第1部 組織作り
 - ・ 行政対象暴力にあたる行為?
 - ・ 対処マニュアル、暴対法の解説
 - ・ 暴力団排除条項を整備する重要性
- 第2部 断ち切れ負の連鎖
 - 行政が暴力を排除する重要性



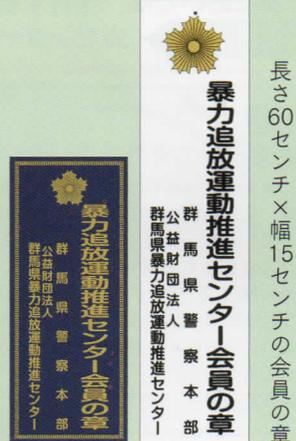
47分

賛助会員を募集しています

公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターでは、県民の暴力団追放に対する意識の高揚を図り、暴力のない安全で住みよい郷土づくりのため、県民総ぐるみの暴力団排除運動を推進しています。

当センターの目的に賛同し、事業の推進を支援して下さる暴力団排除活動に積極的な企業・団体・個人の方々に「賛助会員」として募集しています。

- | | |
|------|---|
| 会費 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 会社・事業所・個人 1口（年額5千円）以上 ○ 組合・協会など団体 1口（年額1万円）以上 <p>※会費は、税法上の優遇措置を受けることができます。</p> |
| 特典 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 会員の章の交付 ○ 機関誌等の送付 ○ 暴力団等排除に関する各種資料、情報提供 ○ 暴力団対策 DVD の貸出 ○ 暴力団排除ポスターの配布等 |
| 入会方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 当センターにお問い合わせください。(027-254-1100) |



不当要求防止責任者講習「無料」

不当要求防止責任者講習は、暴力団員等からの不当な要求を受けたときの具体的対応要領をマスターする講習で、あなたの事業所を暴力団から守るためのものです。
是非積極的に受講してください。

- | | |
|------|--|
| 受講手続 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所ごとに責任者を選任（複数選任可） ○ 公安委員会宛の選任届を、事業所を管轄する警察署の刑事第二課（刑事課）へ提出 ○ 後日、当センターから講習開催の往復案内葉書を発行し出欠を確認します ○ 指定会場で受講（案内葉書持参） |
| 講習種別 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 選任時講習～責任者に選任された時の講習 ○ 定期講習～選任時講習受講後、3年を経過したときに受ける講習 |
| 講習内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力団情勢 ○ 暴力団対策法・暴力団排除条例の解説 ○ 暴力団等の不当要求に対する具体的対応要領 ○ DVD の視聴 ○ 資料の提供 ○ 受講修了書交付 |

※ 事業所単位で一括して責任者講習を受講希望の方は、当センターへ事前相談して下さい。

受講者に交付される公安委員会の修了書、ステッカー、教本



暴力団関係相談の受理

当センターでは、暴力団員や暴力団関係者から脅されたり、無理な要求を受けて困っている方に対して、相談窓口を開設しています。

事案によっては、専門の弁護士が無料で相談に応じます。

- **相談委員による常設相談窓口**
月～金（年末年始・祝日除く）
午前9時～午後5時（受付午後4時まで）、当センター相談室
- **弁護士、相談委員合同の無料相談窓口**
（事前予約が必要です）
毎月第二木曜日（祝日の場合は、翌週の木曜日）
午後2時～午後4時、当センター相談室
- **民事介入暴力一日無料相談所の開設**
（弁護士、警察、当センター対応）
毎年9月と10月～高崎、伊勢崎、太田、渋川で開設
（詳細は、開催前にホームページに掲載）

公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター

〒371-0836 前橋市江田町448番地11
（群馬県警察本部江田町庁舎内）

TEL 027-254-1100
URL <http://www.boutsui-gunma.org>
E-mail boutui-gunma@keh.biglobe.ne.jp

